

PTA総会 議案書



創立40周年キャラクター
「くりまるくん」

令和3年5月吉日

書面開催

総 会 次 第

議 事

- (1) 令和2年度事業報告承認の件
- (2) 令和2年度決算報告承認の件
会計監査報告
- (3) 令和3年度役員承認の件
- (4) 令和3年度事業計画案承認の件
- (5) 令和3年度予算案承認の件

座間市立栗原中学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は座間市立栗原中学校 P T A という。
この会の事務局を栗原中学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 2 条 この会は生徒の健全な発達を促すことを目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 会員の教養を高める。
 2. 生徒の生活環境の整備につとめる。
 3. 学校と家庭との密接な連携により生徒の校外生活を向上させる。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は民主的団体として次の方針に従って活動する。
1. 児童、生徒、青少年の福祉のために活動する他の団体及び、機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなくかつ、営利を目的とする活動はしない。
 3. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることができる者は次の通りである。
1. 栗原中学校に在籍する生徒の保護者及び、在職する教職員。
 2. 学区内に居住するもので、この会の主旨に賛同する者。
- 但し、これに該当する者の入会は運営委員会が決定し、賛助会員となる。
- 第 6 条 この会員は会費を納めるものとする。
- 第 7 条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 役員及び委員

- 第 8 条 この会の役員は次の通りである。
- 会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名(教職員 1 名)、会計 2 名(教職員 1 名)、総務 1 名。
- 役員は委員会委員、会計監査委員を兼ねることはできない。
- 但し、役員あるいは各部委員会の活動を逸脱することが予想される場合、副会長以下の役員を若干名増員することができる。
- 第 9 条 役員は、選考委員会が第 5 条第 1 項の中から推薦して総会の承認を得る。
(選考委員会は、細則に定める。)

- 第 10 条 この会の委員は次の通りである。
1. 校外指導委員 各小学校区毎に会員中から選出された委員。
 2. 学年委員・専門委員 各学年毎に会員中から選出された委員。
 3. 教職員の代表委員 教職員から選出された委員。
- 第 11 条 役員及び、委員の任期は 1 年とし、中途就任者は前任者の残存期間とする。但し、再選は妨げない。

第 6 章 会計監査委員

- 第 12 条
1. この会に会計監査委員 2 名(教職員 1 名)をおき、任期は 1 年とする。但し、留年は認めない。
 2. 会計監査委員は選考委員が会員中より候補者を指名し、総会の同意を得て決定する。
 3. 会計監査委員はこの会の決算を監査し、その状況を総会に報告しなければならない。
 4. 会計監査委員は必要と認めたときは会長に連絡の上いつでも監査を行うことができる。

第 7 章 総 会

- 第 13 条 総会は会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。議決権を有する会員は生徒の保護者または、これにかわる者のうち 1 世帯 1 名及び、教職員とする。
- 第 14 条 総会は定期総会及び、臨時総会とする。定期総会は年度当初に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたときまたは、会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき開催することができる。
- 第 15 条 総会の定足数は委任状を含めて会員の 3 分の 1 とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 16 条 総会において議決した事項は議事録に記載して議長及び会長記名捺印の上事務局に保管する。

第 8 章 運営委員会

- 第 17 条 運営委員会は役員及び、各部委員会の正副委員長ならびに校長をもって構成する。
- 第 18 条 運営委員会の任務は次の通りである。
1. 各委員会の権限以外は会の運営に関する事項。
 2. 各委員会の連絡調整。
 3. 役員とともに予算の編成。
 4. 総会及び、全委員会に提出する議案の調整ならびに議事日程の立案。
- 第 19 条 運営委員会は構成員の過半数の出席がなければ成立しない。議事は出席者の過半数で決する。

第9章 全委員会

- 第20条 全委員会は役員、校長及び、各委員をもって構成する。
全委員会は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 第21条 全委員会の任務は次の通りである。
1. 運営委員会より提出された議案の審議。
 2. 総会にかわつての審議、但し総会にかわつて審議した場合は次期総会に報告しなければならない。
- 第22条 全委員会は委任状を含めて構成人員の過半数以上の出席がなければ成立しない。

第10章 各部委員会

- 第23条 各部委員会は委員をもって構成し、会長が委嘱する。各部委員会は必要に応じて会長の承諾を得て委員長が招集する。
- 第24条 各部委員会は次の役職を委員の互選により選出する。
委員長1名、副委員長1名、
但し、学年委員会は副委員長を2名とし、学年構成を考慮する。
- 第25条 各部委員会の種類及び、任務は次の通りである。
1. 広報委員会 この会の広報活動を掌る。
 2. 学年委員会 学年、学級に関する事項、生徒の保健に関する事項および会員の福祉に関する事項を掌る。
 3. 成人教育委員会 会員相互の教養を高める施策を掌る。
 4. 校外指導委員会 生徒の校外指導の協力に関する事項を掌る。
 5. 特別委員会 必要に応じて臨時に設ける。

第11章 会計

- 第26条 この会の経費は会員の会費及び、その他の収入をもってあてる。
会費の額及び、その他の資金を必要とする場合は総会の承認または、全委員会の承認を得なければならない。
- 第27条 会費は年額2500円とする。
但し、転入生については原則として次のように定める。
- | | |
|----------|-------|
| 1 学期中の転入 | 2500円 |
| 2 学期中の転入 | 2000円 |
| 3 学期中の転入 | 1500円 |
- 納入方法は運営委員会が別に定める。
- 第28条 この会の金銭及び、財産は第2章の目的以外に支出してはならない。
- 第29条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 12 章 表彰及び慶弔

第 30 条 特にこの会への功績が明らかと認められる者には運営委員会の議を経てこれを表彰することができる。

第 31 条 会員またはこの会に関係ある者には慶弔の意を表することができる。

第 13 章 雑 則

第 32 条 この規約に定めない事項はすべて P T A の目的、方針に則り処理するものとする。

第 33 条 規約の改正は総会において出席者の 3 分の 2 の賛意を必要とする。

付 則

1. この規約は昭和 5 2 年 5 月 2 8 日より効力を発する。
2. この規約は昭和 5 5 年 5 月 9 日より一部改正する。
3. この規約は平成 7 年 5 月 6 日より効力を発する。
4. この規約は平成 1 8 年 5 月 1 3 日より一部改正する。
5. この規約は平成 2 1 年 5 月 9 日より一部改正する。
6. この規約は平成 2 2 年 5 月 8 日より効力を発する。
7. この規約は平成 2 7 年 5 月 8 日より一部改正する。
8. この規約は平成 2 8 年 3 月 2 日より一部改正する。
9. この規約は平成 3 0 年 5 月 1 2 日より一部改正する。
- 1 0. この規約は令和 2 年 5 月 9 日より一部改訂する。

座間市立栗原中学校 P T A 細則

栗原中学校 P T A 規約第 1 8 条第 1 項及び、第 3 2 条の規定により、同規約第 3 0 条及び第 3 1 条(表彰及び慶弔規程)に関する細則を運営委員会で次の通りに定める。

昭和 5 2 年 1 0 月 6 日

昭和 5 7 年 5 月 1 5 日 一部改正

平成 6 年 5 月 7 日 一部改正

平成 1 8 年 4 月 2 7 日 一部改正

令和 2 年 5 月 9 日 一部改正

第 1 条 役員として功績顕著な者にはその退任に際し、感謝状または、感謝状及び記念品を贈り感謝の意を表す。

第 2 条 会員や一般を問わず特にこの会に協力された者に対し、感謝状を贈り、感謝の意を表すことができる。

第 3 条 教職員の転退職者には、本校勤務年数により次の範囲で記念品を贈るものとする。
1 ～ 5 年 3, 0 0 0 円 6 年以上 5, 0 0 0 円

第 4 条 1. 会員または登校在学中の生徒に対し、香典、見舞金を贈るものとする。但し、見舞金については次に掲げる範囲内とし、額についてはその都度協議して決める。
会員死亡 1 0, 0 0 0 円または花輪 生徒見舞金 5, 0 0 0 円
生徒死亡 1 0, 0 0 0 円 教職員見舞金 5, 0 0 0 円
教職員両親死亡 5, 0 0 0 円 P T A 活動災害 5, 0 0 0 円
2. 前項に掲げる以外の者でも必要と認めるときは前項に準じて慶弔の意を表すことができる。
3. 生徒死亡の際は該当クラスに若干の香典補助金を支給する。

第 5 条 1. 役員選出を行う時は、役員候補者選考委員会を設ける。(以下、選考委員会という)
2. 選考委員会は、各地区より 1 名と教職員の代表により構成され、委員長 1 名、副委員長 2 名を互選により決定する。
3. 選考委員は、役員及び会計監査にはなれない。(但し教職員はこの限りではない。)
4. この委員会は、正副委員長の互選と同時に発足し、総会で役員候補者が承認された時点をもって、任務が終了し、解散する。

付則 この規約は昭和 5 2 年 6 月 1 日にさかのぼり適用する。

この規約は昭和 5 7 年 4 月 5 日にさかのぼり適用する。

この規約は平成 5 年 1 1 月 1 日にさかのぼり適用する。(第 5 条 2 項について)

この規約は平成 1 7 年 1 1 月 1 日にさかのぼり適用する。(第 5 条 2 項について)